



高額療養費制度が見直されます

2026年（令和8年）8月診療分より

○高額療養費制度とは？

家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関や薬局で支払う医療費が上限額を超えた場合に、超えた分を支給する制度です。

※上限額は、年齢や所得によって異なります。

○2026年（令和8年）8月診療分からの見直しのポイント

1. 毎月の自己負担限度額の引き上げ

自己負担限度額の引き上げにより、医療機関窓口でのお支払い額は増えますが、当組合では『付加給付制度』があるため、最終的な自己負担額が増えることはありません。

※当組合の付加給付制度にでは、月の1日から末日までの最終的な自己負担額は引き続き**25,000円**になります。

2. 年間上限額の導入

年間上限額の新設により、年間上限を超えた自己負担額については、当組合から還付を受けることができます。

3. 70歳以上の方の外来特例の見直し

低所得の方にも、年間上限が設けられます。



※詳細は[西武健康保険組合Webサイト](https://www.seibu-kenpo.or.jp)をご覧ください。

お問合せ先

西武健康保険組合 保険給付課（給付担当）

KEP_kenpo-hokenkyufu@seibugroup.jp